

## V. 条例・施行規則・規程



# 組合立静岡県中部看護専門学校<sup>の設置、 管理及び授業料等に関する条例</sup>

(趣旨)

第1条 この条例は、組合立静岡県中部看護専門学校（以下「学校」という。）の設置、管理及び授業料等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく看護師の資格を得るのに必要な知識及び技術を修得させるため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第126条第2項の規定による専門学校及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386条）第11条の規定による看護師養成所としての学校を設置する。

(名称及び位置)

第3条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
組合立静岡県中部看護専門学校	焼津市東小川一丁目6番地の9

(入学検定料)

第4条 学校の入学試験を受けようとする者は、入学願書に添えて入学検定料として6,000円を納付しなければならない。

(授業料)

第5条 学校の学生は、授業料として年額144,000円を各年度の前期及び後期の2期に分けて納付しなければならない。ただし、前期又は後期の全期間にわたって休学し、又は所定の手続きを経て欠席した者は、当該前期又は後期に係る授業料を納付することを要しない。

2 前期及び後期の授業料の納付額及び納付期間は、次のとおりとする。

学期	納 付 額	納 付 期 間
前期	年額の2分の1に相当する額	4月20日から同月末日まで

後期	年額の2分の1に相当する額	10月20日から同月末日まで
----	---------------	----------------

3 学期の中途において退学し、又は休学した者は、当該学期の授業料を納付しなければならない。

4 前期又は後期の全期間にわたる休学の手続きを経た者が、当該学期の中途において復学した場合は、復学の日から月割額によって算定した額の授業料を管理者が別に指定する日までに納付しなければならない。

(授業料の減免等)

第6条 管理者は、特別の理由があると認められた者に対し、授業料を減免し、又は納付を猶予することができる。

(入学検定料及び授業料の不還付)

第7条 既納の入学検定料及び授業料は、還付しない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項の規定は、平成12年度の入学生から適用し、この条例の施行の前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）以後に入学する者に係る授業料の額について適用し、施行日の前日に在学し、施行日以後引き続き在学する者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

# 組合立静岡県中部看護専門学校<sup>の</sup>設置、 管理及び授業料等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、組合立静岡県中部看護専門学校（以下「学校」という。）の設置、管理及び授業料等に関する条例（平成元年組合条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員)

第2条 学校の課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総定員
看護専門課程	看護学科（3年課程）	3年	40人	120人

(入学資格)

第3条 学校に入学することができる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可)

第4条 入学は、学科試験及び面接試験の結果並びに最終出身校の調査書により、校長が許可する。

(授業料の減免等)

第5条 条例第6条の規定により、授業料の減免又は納付の猶予を受けようとする者は、授業料減免（納付猶予）申請書（第1号様式）を管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申請があった場合、特別の理由があると認めた者に対し、授業料減免（納付猶予）通知書（第2号様式）を交付する。

(委任)

第6条 学校の運営に関し必要な事項は、この規則及び管理者が別に定めるものを除くほか校長が定める。

附 則

この規則は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定にかかわらず、総定員は、平成11年4月から平成13年3月までの間は、次の表に定めるところによるものとする。

期 間	平成11年4月から 平成12年3月まで	平成12年4月から 平成13年3月まで
総定員	140人	130人

附 則（平成27年12月1日規則第5号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

# 校舎等管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、組合立静岡県中部看護専門学校（以下「学校」という。）の校舎及び付属施設など（以下「校舎等」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(各室管理者)

第2条 校長は、職員のうちから各室管理者を指名する。

2 各室管理者は、校長の指示を受けて火災予防及び盗難防止等各室の維持管理を行う。

(校舎等の開閉)

第3条 校舎等の開扉時間は、休業日を除き平日は8時30分から17時までとする。ただし、必要のある場合は、平日は8時30分から19時までとすることができる。

2 校長は、前項の規定のほか必要があると認めるときは、校舎等の開扉時間を変更することができる。

(使用者の範囲)

第4条 校舎等を使用できる者は、学校の職員、学生及び校長が特に必要と認めた者とする。

(学生の校舎等の利用)

第5条 学生は、学則に定める休学日以外の日で、授業及び学校行事等のため使用している場合を除き、時間内（8時30分から17時）は、自由に利用することができる。

(使用許可申請)

第6条 学生は、17時以降延長し校舎等を使用しようとする場合は、平日は17時までに校舎等使用簿に記入しなければならない。

(使用許可)

第7条 校長は、前条の願いが提出された場合、学校管理上必要な条件を付して使用を許可することができる。ただし、学校の教育目的及び用途に妨げがあると認められるときは許可しないものとする。

(使用者の義務)

第8条 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、校舎等の使用に際して、前条により付された許可条件に従わなければならない。

(許可の取り消し及び使用の中止)

第9条 校長は、前条の規定に違反したときは、許可の取り消し又は使用の中止をさせることができる。

(使用後の届出)

第10条 使用者が校舎等の使用を終わり、又は使用を中止したときは、すみやかに使用した施設を原状に復しその旨を届け出なければならない。

(使用者の損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は過失により使用を許可された施設及び備品を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(掲示)

第12条 校舎等にポスターその他広告類を掲げようとする者は、あらかじめ掲示物を呈示のうえ、校長に許可を得なければならない。

2 掲示物等で、次の各号に掲げるものは許可しないものとする。

(1) 学校の秩序を乱すおそれがあると認められるもの。

(2) その他教育上適当でないと思認められるもの。

3 掲示等は、学校指定の場所において行わなければならない。

4 掲示期間の経過したものは、責任者において直ちに撤去しなければならない。

5 各項の規定に違反する掲示物は撤去処置する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、校舎等の使用に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

# 図書管理規程

(目的)

第1条 この規程は、組合立静岡県中部看護専門学校（以下「学校」という。）の図書及びその他の視聴覚資料（以下「図書等」という。）の管理並びに図書室の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 図書及び図書室を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学校の学生
- (2) 学校の職員
- (3) 学校の非常勤講師
- (4) その他校長の許可を受けた者

(休室日及び開室時間)

第3条 図書室の休室日及び開室時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、校長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 図書室の休室日

- ① 学則に定める休業日（ただし、春季、夏季及び冬季休業日の一部期間を除く。）
- ② 学校行事及びその準備に充てる日
- ③ 校長が別に定める日

(2) 図書室の開室時間

- ① 8時30分から17時（学習スペース）  
16時30分から17時（書架スペース）
- ② 校長が別に定める時間

(3) 図書室の延長利用等

前号に定める開室時間以外は「校舎等使用簿」により記入し利用することができる。

(蔵書点検)

第4条 蔵書点検を冬季休暇前に学生が職員と共に行う。

(図書委員・図書当番)

第5条 図書委員は、図書等の管理及び図書室の利用に際して、各学年の取りまとめを行い、図書当番は、原則書架スペース開放時間中は図書室に在在中し、書架の整理及び本の貸し出し、返却の手続きを行う。

(室内閲覧)

第6条 第2条の規定に該当する者は、図書室内で図書等の閲覧及び学習ができるものとする。

2 図書室では、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 飲食をしないこと。
- (3) 不用な携帯品を持ち込まないこと。荷物は所定の場所に置くこと。
- (4) 協議その他会合をしないこと。
- (5) その他閲覧者の妨害になるような行為をしないこと。

3 前項の規定を守らない者には、退室を求めることがある。

4 閲覧を終えたときは、図書等を速やかに、かつ、正確に返納しなければならない。

(室外貸出及び返却)

第7条 図書を室外貸出及び返却するときは、図書システムによる手続きを経なければならない。

2 室外貸出できる冊数は3冊までとし、期間は2週間以内とする。(ただし、実習期間中に限り、4週間以内とする。)

3 春季、夏季及び冬季の休業日前には一度返却をしなければならない。

(貸出禁止の図書等)

第8条 次の各号に掲げる図書等は、貸出することはできない。

- (1) 辞書、事典等の参考図書
  - (2) 定期刊行物(雑誌類)
  - (3) 視聴覚資料
  - (4) その他「禁帯出」ラベルの表示のある図書
- (複写)

第9条 利用者は、学術研究又は学習を目的とし、かつ、著作権法に違反しな

い場合に限り、図書等の複写を行うことができる。

(損害賠償)

第10条 利用者が図書等を汚損又は紛失したときは、その損害の全部又は一部を賠償しなければならない。ただし、校長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(利用の停止等)

第11条 この規程に違反した者には、利用を停止又は禁止することができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、図書等の管理及び図書室の利用に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

# 単位取得規程

(目的)

第1条 この規程は、組合立静岡県中部看護専門学校学則、細則に定めるほか、単位取得について必要な事項を定める。

(単位取得試験の種類)

第2条 単位取得試験の種類は、学科試験及び演習評価と実習評価とする。

(単位取得試験の方法)

第3条 試験の方法は、筆記、レポート（提出物を含む）、論文、実技・演習・実習等による。

(学科試験)

第4条 学科試験は学則第19条に定める科目を必修科目として履修しなければならない。

2 学科試験の採点は各科目100点満点とし、60点以上を合格点とする。

3 学科試験の受験は、その科目の3分の2以上の出席者とする。

4 1つの科目について2つ以上の試験が行われるときには、それぞれの成績を科目で定められた点数評価をもって当該学科目の成績点数とする。

5 試験は1科目原則45分を基本とする。

6 学科試験の評定は90点以上を秀、80点以上89点を優、70～79点を良、60～69点を可、60点未満を不可とする。

7 学生は、学科試験において体調不良により受験できず追試験を願う場合は、医療機関の受診をした証明書を提出しなければならない。

(学科試験の実施)

第5条 前条の試験は、次により実施する。

(1) 試験中の退室は、原則として認めない。

(2) 個人的事由による遅刻の場合は、15分を限度に受験を認める。

(3) 試験中は、筆記用具（原則として黒鉛筆、シャープペンシル、消しゴムのみ）以外は机上に置かない。またバッグ等の荷物は片付け、机の中も空とする。携帯電話の電源は切り、教室内に持ち込まない。

(4) 試験前に、試験を受ける机に落書き等のないことを確認する。

(5) レポート（提出物を含む）、論文、実技・演習の評価については、事前

の実施計画及び評価基準に基づいて行う。

(実習評価)

第6条 実習評価を受ける資格は、その実習の5分の4以上の出席者とする。

- 2 実習評価は100点満点とし、60点以上を合格点とする。
- 3 実習評定は90点以上を秀、80点以上89点を優、70～79点を良、60～69点を可、60点未満を不可とする。
- 4 病気その他やむを得ない理由と校長が認めた場合に限り、願い出により補習実習を受けることができる。補習対象者は以下のとおりである。
  - (1) 診断書の提示があり、5分の4以上の出席に満たない者。
  - (2) 特別欠席を承認され、5分の4以上の出席に満たない者。
  - (3) その他校長がやむを得ない理由と認めた場合(災害、親族の不幸等)で、5分の4以上の出席に満たない者。
- 5 補習が複数になった場合、補習できないことがある。
- 6 実習は、他の科目の進捗や習熟度に合わせて構成されているため、評価が不可の場合、次の段階の実習に進むことができない場合がある。

(不正行為の禁止)

第7条 試験及び実習記録作成に際しては、一切の不正行為を厳禁する。

- 2 この規程において不正行為とは、不正な手段によって試験・評価を受け、また受けさせる行為をいい、以下に記す事象等を不正行為とみなす。
  - (1) 他人に受験させる、または受験を依頼すること。
  - (2) 試験時間中に試験内容に関する記載・記録・資料等(携帯も同様)をみること。(ただし、資料等持ち込み可の場合は別)
  - (3) 試験時間中に他の学生の解答用紙の記載内容を書き写すこと。
  - (4) 試験時間中に他の学生に対し問題用紙・解答用紙の記載内容を見せること。
  - (5) 試験時間中に他の学生と試験内容に関して情報をやり取りすること。
  - (6) 試験がレポート、論文により行われる場合、また実習時の記録物は、他人の文章(他の学生等が作成したもの、文献やインターネット上のもの等)を自分が作成したものと偽り、また出典を明示せずに提出すること。
  - (7) その他、不正行為を疑われる行動がみられる場合も不正行為とみなす。

(不正行為者に対する措置)

第8条 不正行為者に対しては、当該科目および実習評価を失格(未履修)とする。また学科試験においては、それ以前に実施済みの科目も失格(未履修)とする場合がある。

2 悪質と判断される不正行為者は、学則第30条、細則18条の規定により懲戒されることがある。

(追試験)

第9条 学科試験を学則第25条または学則細則第17条第1項各号に該当する事由により欠席し承認された者は、速やかに追試験受験願の手続きを行い追試験を受けることができる。

2 追試験の成績評定は、当該追試験の成績点数に10分の9を乗じて得た点数(小数点以下切捨て)により行う。

3 追試験を受ける者は、当日試験監督者に承認された受験許可証を提示しなければ受験できない。

(再試験)

第10条 学科試験を受験し合格点に満たない者は、再試験受験願の手続きを行い再試験を受けることができる。

2 再試験の成績評定は、当該再試験の点数が60点以上である者をすべて「可」と評定し、これ未満の者は「不可」評定となる。

3 再試験を受ける者は、試験時に試験監督者に承認された再試験受験願いを提示しなければ受験できない。

4 学科試験を無断欠席した場合は、再試験を受けることはできない。

(試験採点結果の異議申立て)

第11条 試験採点結果についての確認や意義申立てについて受け付ける期間は、返却後7日以内とする(土日休日を除く。)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

本規程に関しては、「学生便覧」の「Ⅲ履修の手引き」の「5. 成績・試験」並びに「6. 実習要領」参照。その他、詳細は「講義要綱」並びに「実習要項」参照のこと。

# 受 診 証 明 書

(宛先) 組合静岡県中部看護専門学校長

年 月 日

学籍番号

氏 名

年 月 日受診したことを証明します。

※ 病院受診を証明するための受診日と医療機関名の明記されている  
領収書を添付すること。

領収書添付欄

# 健康管理規程

(目的)

第1条 この規程は、組合立静岡県中部看護専門学校の学生の健康管理に関し必要な事項を定め、学生の健康保持を図るとともに、本人の健康及び患者や他の医療従事者や他の学生への二次的感染拡大の防止を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 前条の目的を達成するため、健康管理医及び健康管理担当者を置く。

2 健康管理医は、校長が委嘱する。

3 健康管理担当者及び感染予防対策担当者は、看護教員を充てる。

(健康管理医及び健康管理担当者の職務)

第3条 健康管理医は、校長の命を受けて学生の健康診断を行なう。

2 健康管理担当者及び感染予防対策担当者は、学生の健康上の問題の相談及び指導にあたる。

(学生の責務)

第4条 学生は、保健医療従事者に準ずる者の責務として、各自が日頃から健康状態に気をつけ、睡眠や食生活には十分留意し、心身を良好な状態に保持するよう心がけなければならない。

2 学生は、感染予防対策に努めなければならない。

3 学生は、健康に異常があるときには、すみやかに担当の看護教員に連絡をしなければならない。

(健康診断)

第5条 第3条第1項及び学則第31条に定める健康診断は定期健康診断及び臨時検査とする。

2 定期健康診断は、春1回実施し、検査項目は次の各号に掲げる項目とする。

(1) 胸部X線撮影

(2) 血液検査(肝機能・腎機能・血液成分)

(3) 検尿(蛋白・糖等・潜血)

(4) 一般計測

(5) 血圧測定

(6) その他校長又は健康管理医が必要と認める項目

3 臨時検査は、校長が必要と認めたときに実施し、検査項目は次の各号に掲げる項目とする。

(1) 実習施設から要請があった抗体価検査

(2) 実習施設から要請のあった腸内細菌検査

(3) その他校長又は健康管理医が必要と認める項目

4 健康診断の結果、要注意又は要受診の判定を受けた者は、速やかに受診しその結果を健康管理担当者に報告しなければならない。

5 健康診断の費用は公費負担とし、その結果にかかる費用は自己負担とする。  
(感染予防対策)

第6条 感染予防対策は、予防の奨励と抗体価検査の実施とする。

2 予防の奨励は、次の各号に掲げる項目とし、校長が必要と認めたときに学生に対し奨励することができる。

(1) インフルエンザの予防接種

(2) 新型コロナウイルスワクチンの接種

(3) 実習施設から要請のあった感染症への予防接種

(4) その他校長又は健康管理医が必要と認める項目

3 予防接種の費用は自己負担とする。

4 スタндартプリコーションの実施

5 抗体価検査は、以下の実施を奨励する。

(1) 実習施設から要請があった抗体価検査

日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン」に準ずる。

(健康手帳)

第7条 健康管理のため、健康診断、感染予防対策の結果及び健康状態を記録する健康手帳を作成し、在学中は自己管理しなければならない。

(登校許可)

第8条 学校保健安全法施行規則第19条の感染症と診断された場合、登校許可書もしくはインフルエンザ罹患報告書を提出し出席可能となる。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(参考) 第8条関係

学校保健安全法施行規則 第18条

区分	感染症名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳せき、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

【出席停止基準】

・インフルエンザ

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては、3日）を経過するまで。

・新型コロナウイルス感染症

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。



学籍番号		氏名	
------	--	----	--

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症罹患報告書

学校保健安全法第19条及び静岡県中部看護専門学校健康管理規程により、出席停止の取り扱いをいたします。登校する際に、下記報告書を提出してください。

報 告 書 (インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症)

診 断 名 インフルエンザ ( 型 ) ・新型コロナウイルス感染症

発 症 日 令和 年 月 日

受 診 日 令和 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

解熱した日 令和 年 月 日

医師からの指示事項など

( \_\_\_\_\_ )

罹患したことがわかるものを添付  
(処方された薬や領収書など)

# 学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、組合立静岡県中部看護専門学校学則（以下「学則」という。）第30条の規定にもとづき、学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象とする者)

第2条 この規程において懲戒の対象とする者は、次の各号の一に該当する学生(以下「当該学生」という。)とする。

- (1) 成績が不良で卒業の見込みがないと認められる者
- (2) 素行が不良で改心の見込みがないと認められる者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為をした者
- (4) 正当な理由なくして引き続き1か月以上欠席をした者
- (5) 試験等における不正行為を行ったと認められる者
- (6) 次の行為を行ったと認められる者

ア 犯罪行為

イ 重大な交通法規違反

ウ 情報倫理に反する行為

エ ハラスメント行為

- (7) その他修学を継続することが不相当と認められる者

2 前項各号に定めるもののほか、必要な事項は学校長が別に定める。

(懲戒の種別)

第3条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 退学は、学生としての身分をはく奪するものとする。
- (2) 停学は、1年以内の有期とし、この間の教育課程の履修を停止するものとする。
- (3) 戒告は、当該学生が行った懲戒の対象となる行為の責任を確認し、将来にわたり書面を持って戒めるものとする。

(審査)

第4条 学校長は、当該学生が懲戒の対象となり得る行為があったと認めるときは、学則第35条に掲げる運営会議を開催し、審査させることができる。

2 運営会議は当該事案について事実の確認を行い、懲戒の必要性の有無を審査する。

(事情の聴取等)

第5条 運営会議は当該学生に対し事情の聴取を行う。

2 運営会議は事情の聴取に際し当該学生に弁明の機会を与えなければならない。ただし、正当な理由がなくこれに応じない場合はこの権利を放棄したものとみなす。

(審査結果の報告及び処分決定)

第6条 運営会議は審査の結果を学校長に報告する。

2 運営会議の報告に基づき、学校長は懲戒の要否及び種類、内容を決定する。

(懲戒処分書の交付)

第7条 学校長は、当該学生に対し懲戒処分書を交付する。

(懲戒の発効日)

第8条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。

(不服申立て)

第9条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合は文書により60日以内に学校長に不服申立てができる。

2 学校長は、前項の不服申立てにより再審査の必要があると認めた場合は、速やかに運営会議に再審査を行わせなければならない。

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は運営会議の議を経て学校長が決定する。

## 附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

# 患者個人情報並びに実習施設及び 学校の情報の取扱いに関する倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学生懲戒規程第2条第2項の規定に基づき、組合立静岡県中部看護専門学校学生（以下「学生」という。）が、SNS、掲示板等を不適切に使用することにより、実習施設の患者個人情報、内部情報等の情報が外部へ流出することを防止するため、学生、教員等が遵守すべき事項及び当該事項に違反した場合の措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 患者個人情報 実習施設の患者（死亡した者を含む。以下「患者」という。）に関する氏名、住所、年齢、症状、入院・受診状況、家族状況等の情報をいう。
  - (2) SNS、掲示板等 インターネットその他の高速通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を利用したソーシャル・ネットワーキング・サービス、電子掲示板、ブログ等のサービス及び当該ウェブページをいう。なお、閲覧可能な者が限定されているか否かは問わない。
  - (3) 携帯通信機器 スマートフォン、携帯電話、タブレット型端末等の携帯性に優れた電子機器類をいう。なお、通信機能、カメラ機能の有無は問わない。
  - (4) クラウドサービス パソコン、携帯通信機器等の外部機器のデータ、写真等をインターネット上に保管するサービス及び当該保管場所をいう。
- (遵守すべき倫理基準)

第3条 学生は、次の各号に掲げる倫理基準を遵守しなくてはならない。

- (1) 社会通念、倫理、道徳を守り、他者を誹謗中傷する行為をしないこと。
- (2) 法令等に反する行為をしないこと。
- (3) 学校及び学校関係者並びに実習施設及び実習施設関係者の名誉を傷つけるような行為をしないこと。

(4) 講義、実習等において知り得た次に掲げる事項について、SNS、掲示板等への掲載、クラウドサービスへの保管及び第三者に漏らす行為をしないこと。

ア 患者個人情報

イ 学校や実習施設に関する公表されていない情報

(5) 次に掲げる事項について、SNS、掲示板等への掲載及びクラウドサービスへの保管をしないこと。

ア 看護教育において使用する教材や資料等

イ 学校関係者及び実習施設関係者に関する個人情報

(6) 実習においては、学校の臨地実習要項に定めるほか、実習施設の諸規程を遵守すること。

(7) レポート等の作成において、他者が作成したレポートや小論文の盗用等、著作権法（昭和45年法律第48号）その他関連法令に反するような行為をしないこと。

2 前項各号に掲げる事項は、卒業後においても同様とする。

(携帯通信機器の使用)

第4条 講義、実習などの授業時間内においては、担当講師の指示以外では、原則として携帯通信機器を使用してはならない。ただし、特別な事情により緊急に携帯通信機器の使用が必要となった場合は、授業を担当する学校教員及び外部講師並びに実習責任者（以下「教員等」という。）の許可を得たうえで、これを使用することができるものとする。

(教員等の義務)

第5条 教員等は、この規程を遵守しない学生を発見した場合には、速やかに当該学生にその目的を確認し、当該行為を止めるよう指導しなければならない。

2 前項の違反行為があった場合において、当該行為を発見した教員等はその事実を学校教員に伝え、学校教員はその事実と状況を学生に確認し、必要な指導を行うものとする。

3 学校教員は、講義、実習などの授業が開始される前に、外部講師及び実習責任者にこの規程について説明し、協力を得なければならない。

4 学校教員は、SNS、掲示板等にこの規程に反する記述を発見した場合には、当該記述を記載したとみられる学生にその事実を確認し、速やかに当該記述を削除させるとともに、校長に報告しなければならない。

(学生の義務)

第6条 学生は、この規程を遵守しない他の学生の行為を発見した場合は、速やかに教員等に通報するものとする。

2 学生は、この規程に反する行為を他の学生に強要されても、それに応じてはならない。

(違反行為に対する措置)

第7条 この規程に違反する学生の行為が重大と判断した場合は、校長は学生懲戒規程（平成27年6月22日校長決裁）に基づき当該学生の懲戒に係る手続を開始するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

# 組合立静岡県中部看護専門学校

## ソーシャルネットワーク（SNS）利用に関する規程

### （目的）

第1条 この規定は、組合立静岡県中部看護専門学校（以下、本校という）において、ソーシャルネットワーク〔Line、Facebook、Twitter、Instagram、YouTube など〕（以下 SNS とする）その他のインターネットの適正な利用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### （適用）

第2条 この規定は、本校に帰属する学生のソーシャルネットワーク等の利用に対して適用する。

### （著作権）

第3条 講義、演習などで使用するすべての著作物の著作権については、原則として本校に帰属する。私的使用を目的として、デジタル方式の録音または録画の機能を有する機器での記録媒体として録音または録画を行う者は、相当な保証金を著作権者に支払わなければならない。（著作権法第30条）

### （禁止事項）

第4条 学生は、SNS、その他のインターネットの利用において、各号に掲げる行為に及んではならない。

- （1）SNSやインターネット上に学校の名誉及び信用を毀損する行為を行うこと。
- （2）学校及び学校関係者、実習施設及び実習施設関係者に関する公表されていない情報をSNSやインターネット上に掲載すること。
- （3）講義、演習、実習（遠隔授業を含む）の様子を学校の許可なく撮影、録音、録画する行為を行うこと。
- （4）講義、演習、実習（遠隔授業を含む）の撮影、録音、録画したものをSNS

やインターネット上に掲載すること。

(5) SNSやインターネット上に自分や他者の両方のプライバシーの侵害をする行為をすること。

(誓約書)

第5条 学生は入学後に本校指定の誓約書を速やかに提出しなくてはならない。

(損害賠償・懲戒処分)

第6条 この規定に違反したことにより、本校または第3者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならないことがある。(著作権法第30条)  
また本校の「学生懲戒規定」(第2条)に基づき、懲戒処分となる場合がある。

(規程の変更)

第7条 この規定は法令の改正、社会環境または経済状況の変動その他の事情に伴い、変更することがある。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## ソーシャルネットワーク（SNS）利用に関する誓約書

組合立静岡県中部看護専門学校長 様

私は、ソーシャルネットワーク[Facebook、Twitter、Instagram、YouTube など]（以下 SNS とする）その他のインターネットを利用にあたり、本校の「組合立静岡県中部看護専門学校 ソーシャルネットワーク（SNS）利用に関する規程」を遵守します。

私は、「組合立静岡県中部看護専門学校 ソーシャルネットワーク（SNS）利用に関する規程」に反しその行為が重大と判断された場合は懲戒処分に従い、また必要時は損害を賠償します。

また本校卒業後も本校の規約を遵守することを誓います。

令和      年      月      日

本人      住所

（自署）      氏名 \_\_\_\_\_

# 組合立静岡県中部看護専門学校ハラスメントの 防止策等に関するガイドライン

令和6年4月1日

組合立静岡県中部看護専門学校は、全ての学生が個人として尊重され、互いの信頼の基に勉学や課外活動にいそむことができる健全な環境を作り、これを維持していくために、「ハラスメント防止に関するガイドライン」を作成し、啓発を図る。

## 1 ガイドラインの対象者及び適用範囲

- (1) ガイドラインは本校の学生を対象とする。
- (2) ガイドラインは、本校の内外、授業、課外活動等の場所や時間を問わず、ハラスメント全てを対象とする。

## 2 ハラスメントとは

ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手方に不快感や不利益を与えたり、あるいはその尊厳を損ない、学習環境を悪化させたりすることをいう。

本学では修学上、あるいは学生生活における関係を利用してなされる嫌がらせやいじめ行為等をハラスメントと定義し、具体的に主に以下の3つの類型に分類する。

### (1) セクシャル・ハラスメント

性的な言動や行為によって、相手を差別したり脅威や屈辱感あるいは不利益を与えたりする行為である。

### (2) アカデミック・ハラスメント

教員等が教育・臨地実習等の場において、地位や職務権限を濫用し、嫌がらせや差別を行うことで学生等に身体的・精神的苦痛、またはダメージを与える行為である。

### (3) モラル・ハラスメント

道徳や倫理に反する、精神面に対する嫌がらせのことで、暴力行為ではなく、周囲を巻き込んで無視したり、嫌みを言ったり見下すような態度をとったりす

るなど、言葉や態度で相手に嫌な思いをさせる行為である。

### 3 ハラスメントしないための基本的な心構え

ハラスメントをしないようにするためには、自分と相手の立場を置き換えて考えてみるのが大事である。次に挙げる事項について十分認識し、ハラスメントの防止を心掛けてください。

(1) 言動に対する受け止め方には個人間や男女間、立場や意識などにより差があり、ハラスメント

に該当するか否かについては、相手がどう感じたかということが判断基準のひとつになるので、次の点に注意しましょう。

① 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合がある。

② 不快に感じるか否かには個人差がある。

③ この程度のことは相手も許容するであろうという勝手な憶測をしてはならない。

④ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしない。

⑤ 「どこまでなら許されるのか」という低いレベルで考えるのではなく人間の尊厳を尊重した判断を心掛ける。

(2) 相手が拒否したり、嫌がったりしていることが分かった場合には、決して、同じ言動を繰り返さないことが重要である。

(3) ハラスメントを受けた相手から「不快である」という意思表示が常にあるとは限らないので、それを同意・合意と勘違いしてはいけない。

(4) 誰でもハラスメントの加害者または被害者になりうる可能性があることを認識しておく必要がある。

### 4 ハラスメントを受けたときには

ハラスメントは当事者間だけの問題にとどまらず、学習環境にも悪影響を及ぼす重大な問題である。被害を深刻なものとならないためにも、次の事項について認識しておきましょう。

(1) ハラスメントを受けた場合には、被害を深刻にしないために、一人で我慢したり、受け流したり、無視していたりするだけでは必ずしも状況は改善されない。嫌なことには、毅然とした態度をとり、相手に対して明確に意思

表示しましょう。

(2) ハラスメントを受けた場合には次のような行動を取るよう努める事が重要である。

① 嫌なことは、相手に対して明確に意思表示すること。ハラスメントに対しては、毅然とした態度を取り、はっきりと自分の意思を相手に伝える。

② 信頼できる人に相談しましょう。一人で悩まないで、信頼できる周囲の人に相談すること。そこで解決することが困難な場合には、ハラスメントに関する当校の相談窓口にご相談をもちかけましょう。その際、ハラスメントが発生した日時、内容等について記録したり、第三者の証言を得ておくことが望ましい。

#### 5 ハラスメントを見かけたときには

周りでハラスメントを見かけた場合には、当事者間の個人的な問題として片づけてしまうのではなく、周囲の人の意識と態度が防止するための重要な要素であることを自覚し、行為者に注意し、被害を受けた者とハラスメントに関わる相談窓口まで同行するなどの行動をとる。

#### 6 ハラスメントを防止するための環境づくり

(1) あらゆる機会を通じてハラスメントを防止するための啓発・広報活動を行う。

(2) ハラスメントが発生しないよう、お互いの意思疎通を図り、お互いが分かり合えるようなコミュニケーションをとる。

(3) その他ハラスメント防止のための必要な環境づくりに努める。

#### 7 相談・苦情窓口

ハラスメントに関する相談、苦情はハラスメントに関わる当校の相談窓口や学内でのカウンセリングで受け付ける。

#### 8 プライバシー等の保護

ハラスメントに関する対応に当たっては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重しなければならない。またハラスメントに関する相談等への対応に携わった者は、その任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。任務を退いた後といえども同様とする。

## 9 不利益取り扱いの禁止

校長、副校長、庶務課長、教務主任、その他の教職員は、ハラスメントに対する相談等、当該相談等に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした教職員または学生等に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

## 10 防止義務

学生は、ハラスメントのない快適な環境ももとの、学習や課外活動にいそむことができるよう、記載してある事項に留意し、ハラスメントの防止等に取り組まなければならない。

なお、発生した際、加害者の言動が意図的または悪意によるものと判断された場合は、懲戒規定に基づき、加害者を処分の対象とすることがある。

### 【参考資料】

1. 「大学教育改革の実態把握及び分析等に関する調査研究」～大学におけるハラスメント対応の現状と課題に関する調査研究～調査報告書 令和元年度文部科学省
2. 文科省等におけるハラスメント対策に関する取り組み 2019年高等教育局大学振興課説明資料
3. 職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント）令和元年厚生労働省
4. 教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について令和5年文部科学省

# 組合立静岡県中部看護専門学校 客観的な成績制度に関する規程

## 1 客観的な成績評価制度

学業の到達度を客観的に評価するための指標として、それぞれの評価に応じたG P (Grand Point) を付与し、単位当たりの平均値を算出してG P A (Grand Pint Average) を把握する。

## 2 成績評価別G P

G Pは表示記号に応じた以下の点数方式で行い、それぞれの評価区分に応じたG Pを付与する。

成績点数	評定表示	G P
90点以上	秀	4.0
80点以上90点未満	優	3.0
70点以上80点未満	良	2.0
60点以上70点未満	可	1.0
60点未満	不可	0.0

## 3 G P Aの算出方法

G P A対象科目のうち、履修登録した科目についてそれぞれの単位数にG Pのいずれかを掛け、その合計ポイントを、それぞれの単位数の総和で割ったものとする。ただし、既修得単位として認定されたものは、G P A算出対象としない。

$$G P A = \frac{\text{(履修登録した授業科目のG P} \times \text{当該科目の単位数) の総和}}{\text{(履修登録した授業科目の単位 (不可の単位を含む) の総和}}$$

※小数点第2位までを表示 (小数点第3位を四捨五入)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。